

確認申請書の事前預かりの取扱いについて
(お知らせ)

当協会では、下記物件を対象に、確認申請書を事前に預かり予備審査を先行させる制度を創設し、平成 22 年 9 月 1 日より実施いたします。本件制度は、許可取得期間中に予備審査を行うことにより、現在の扱いより引受け後の処理期間の短縮を図ることを目的としています。本件制度利用希望の方は、受付窓口にお申し出ください。

なお、事前預かりした確認申請書は、許可書を添付した時点で正式な受理といたしますので、その際に審査手数料をお支払いいただくこととなります。

1 事前預かりできる物件

確認申請受付時に必要な都計法 53 条許可、法 43 条ただし書許可等の許可申請書が地方公共団体等に申請中で、その許可が後日になされる見込みがあるもの

2 実施時期 平成 22 年 9 月 1 日から

3 提出書類 本申請書と同じ

4 提出方法 事前預かりの申請書は、直接受付窓口に提出してください。
(本件制度の利用の場合は、郵送による申請はできません。)

【備考】

- 1 受付審査は、本申請同様に受付窓口で行います。
- 2 受付後、審査担当が予備審査を行い、指摘事項等があれば審査担当から連絡いたします。